

福岡市防災協力農地登録制度要領

(目的)

第1条 この要領は、生産緑地制度の趣旨をふまえ、災害時における市民等の安全確保及び円滑な復旧活動に寄与することを目的とし、防災協力農地登録制度の運用について、必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもので、福岡市災害対策本部等実施要綱により災害対策本部等が設置された災害をいう。
- (2) 防災協力農地 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づき、市が指定した生産緑地地区で、災害時に避難空間及び災害復旧用資材置場等として使用する農地等をいう。
- (3) 避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が避難する場所をいう。
- (4) 災害復旧用資材置場等 農地の原型復旧に支障とならない仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材等の仮置き等をする場所をいう。

(防災協力農地への同意)

第3条 生産緑地地区指定の申出をしようとする者は、防災協力農地同意書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項により同意した農地等が、生産緑地地区に指定された場合、当該農地をすみやかに防災協力農地登録簿（様式第2号）に記載し、防災協力農地に登録するものとする。

(防災協力農地の明示)

第4条 市長は、前条第2項の規定により防災協力農地として登録したときは、当該農地が防災協力農地であることを、外部から容易に認識できる位置に明示しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 防災協力農地に登録された農地等は、生産緑地地区の指定の間、原則として防災協力農地の登録を取消すことはできない。

2 防災協力農地が、生産緑地地区に該当しなくなった場合、又は、市長が防災協力農地として適当でないと認めた場合は、市長は当該防災協力農地の登録を取消すものとする。

(災害時の使用)

第6条 市長は、災害時に防災協力農地を7日以内の期間避難空間として市民の利用に供することができる。

2 ただし、避難空間又は災害復旧用資材置場等として8日以上期間使用するときは、当該登録者の同意を得て、防災協力農地を避難空間又は災害復旧用資材置場等として使用する。この場合において市長は、登録者にその使用について文書で通知するものとする（様式第3号）。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭等により通知する。

(使用期間)

第7条 前条第2項の用途として使用する期間は、2年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、当該登録者の同意を得て、これを延長することができる。

(補償及び土地使用料等)

第8条 防災協力農地を使用した場合、市長は、当該登録者に対して、別表に定める補償及び土地使用料等を予算の範囲内において支給する。

2 ただし、当該登録者が前項の補償及び土地使用料の減額又は防災協力農地の無償提供を申し出た場合は、その限りではない。

(原状回復)

第9条 第6条第2項による防災協力農地の使用が終了したときは、市長は、速やかに防災協力農地を使用前の農地の状態に回復し、当該登録者に返却する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産局長が定める。

別表 (第8条関係)

1 防災協力農地を7日以内の期間、避難空間として使用する場合

	耕作地	不耕作地
立毛補償	災害時の使用状況及び立毛状況を市が現地調査し、次のいずれかの額を補償する。 (1) 立毛の粗収入見込み額。ただし、立毛に市場による価値があるときは、その処分価格を控除した額 (2) 農作物を作付けするため投下した種苗及び肥料等の費用	なし

2 防災協力農地を災害復旧用資材置場または、8日以上期間避難空間として使用する場合

土地使用料	当該土地の当該年度の固定資産税及び都市計画税の税相当額を使用月数に応じて計算した額
立毛補償	前項に規定する立毛補償

(備考)

使用月数を計算する場合において、1月未満の端数は1月として計算する。

附則

(本要領の施行前に指定した生産緑地地区の本要領適用除外)

第1条 本要領の施行前に指定した生産緑地地区の防災協力農地については、本要領は適用しない。
ただし、当該地の所有者等の同意を得た場合は、本要領を適用するものとする。

(様式第 1 号) 防災協力農地同意書

年 月 日

防災協力農地同意書

(あて先) 福岡市長

申出者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

下記記載の農地について、防災協力農地の登録に同意します。

所在及び地番	面積 (㎡)

